

高山市議会基本条例の解説の改正（案）

（１）第 3 条 議会の活動原則の解説の改正

議会は、前条の基本理念を踏まえ、次に掲げる活動原則に基づいて活動をしななければならない。

- （１）公正性と透明性を確保するとともに、市民に開かれたわかりやすい議会運営を行うこと。
- （２）市民の意見を的確に把握して市政に反映できるよう、市民参加の多様な機会を設けること。
- （３）政策の決定及び執行について監視し評価すること。
- （４）市民の意見を考慮した政策提言を行うとともに政策立案に努めること。
- （５）重要な政策については、政策立案段階からの論点情報を把握し、深い審議及び審査に取り組むこと。
- （６）議員間での討議を重ね、合意形成に努める議会運営を行うこと。

【趣旨】

本条は、基本理念に基づく議会活動の原則を定めたものです。

【解説】

常任委員会の例月開催や政策課題への調査・研究など 1 年を通し行う議会活動により果たすべき基本理念の 3 つの考え方に基づく議会の活動原則を 6 項目規定します。

- （１）市民の皆さんに信頼される議会となるために、議会の公正性・透明性を確保し、開かれたわかりやすい議会運営をすすめます。
- （２）議会活動の基本は民意の把握であることから、参考人制度の活用、請願・陳情者の意見陳述、市民意見交換会の開催など市民参加の機会を多様に設けます。
- （３）市長等を監視し抑制する役割を担う議会は、政策の決定や執行を監視するとともに、その評価を行います。
- （４）市の政策水準の向上を図るために、市民の意見を考慮しつつ、市長等に政策の改善や立案等を求める政策提言を積極的に行うとともに、議員自らも政策立案に取り組むように努めます。
- （５）地方自治体の権限の拡大や市政への市民参加が加速する中、市民の意見を後ろ盾にした行政側からの政策提案が増加してくる状況を踏まえ、市の重要な政策を決定する機関として適切な判断を行うため、新規の政策条例や著大事業等の重要な政策を中心に、政策立案段階からの論点情報を把握し、深い審議、審査を行います。
- （６）市政の重要事項を決定する機関として、判断結果の妥当性や説得力を高めるために、合意形成を目指して徹底した討議を行います。

(2) 第6条 広報広聴の解説の改正

- 1 議会は、市民への説明責任を果たすとともに市民の意見を市政に反映させるために、各種情報メディアや多様な機会等を活用して、情報の発信及び市民の意見の把握に努めなければならない。
- 2 議会は、すべての会議を原則として公開とする。
- 3 議会は、議会における審議の内容及び過程を市民に説明するとともに、政策課題について市民と意見を交換するために、市民意見交換会を行う。
- 4 前項の市民意見交換会に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 議会は、情報の共有及び市民との意見交換を推進するための組織として、広報広聴委員会を設置する。
- 6 前項の広報広聴委員会に関し必要な事項は、別に定める。

【趣旨】

本条は、市民とともに歩む議会づくりを進めるために、市民との情報共有と意見交換を行うための取り組みを定めたものです。

【解説】

- 1 媒体としての議会広報紙、インターネット、コミュニティFM、CATVや市民意見交換会、**議会モニター制度**等を通じて、市政や議会の情報を積極的に提供するとともに、市民の皆さんの意見を可能な限り把握し、市政に反映させていきます。
- 2 議会活動の透明性を確保し、市民の皆さんとの情報共有を図るため、本会議や常任委員会等、議会における全ての会議を原則公開とします。
- 3 市民の意見を反映させた市政を推進するため、議会での審議の様子等をお知らせするとともに、市の政策課題について市民の皆さんと議論を行う場として、市民意見交換会を開催します。
- 4 市民意見交換会については、市民意見交換会の開催に関する実施要綱で別に定めます。市民意見交換会は、地域別及び分野別で開催します。
- 5 市民の皆さんとの情報共有と意見交換を効果的に推進するために、議会広報紙の発行や様々なメディアを利用した広報活動と、市民意見交換会等の企画調整等の広聴活動を、一体的かつ専門的に行うための組織として広報広聴委員会を設置します。
- 6 広報広聴委員会については、広報広聴委員会規程で別に定めます。

(3) 第16条 政務活動費の解説の改正

- 1 市政に関する調査研究活動に対して交付される政務活動費は、高山市議会政務活動費の交付に関する条例（平成12年高山市条例第16号）に定めるところにより、会派又は会派に属さない議員に交付する。
- 2 会派及び会派に属さない議員は、市民に対して説明責任を果たすため、政務活動費の収支報告等について公開するものとする。

【趣旨】

本条は、政務活動費の性格や交付の方法、透明性の確保について定めたものです。

【解説】

- 1 政務活動費に関する事項は、~~別に条例によって定められています。~~**運用指針等は政務活動費マニュアルによって定められています。**
高山市議会では、制度開始から、精算払い方式を採用しており、政務活動費の使途の透明性を確保しています。
- 2 政務活動費の使途は、市民の理解が得られるものでなければならないことから、会派及び議員は、収支報告書、視察等の調査報告書、領収書等の写しを議会広報紙、インターネット等で公開して**いきます**。